

ドイツ(ノルトライン・ヴェストファーレン州)の 人事評価制度における評価の本人開示・不服申立制度

評価対象の裁判官には、評価書が人事記録に編綴される前に、評価書の写しが送付される。その内容に不服がある場合には、評価書の発送をした日から1週間以内に意見陳述を行うことが許されており、その陳述内容は人事記録に収められる。それでも評価者が評価の内容を変えなければ、上級庁に対して異議を述べることができる。

さらに不服のある場合、行政訴訟を提起することも可能である。

なお、評価により裁判官の独立が侵害されたと主張する場合には、裁判官服務裁判所に申立てをすることができる。

1 評価の本人開示

- (1) 勤務評価書は、評価対象の裁判官本人に示された上で人事記録に取り入れられる。
- (2) 開示の範囲は、勤務評価書のみが本人に示され、その基礎資料は示されない。
- (3) 開示は、勤務評価書の写しを本人に送付する方法による。
- (4) 勤務評価書を本人に発送した日から1週間以内に本人が反対意見を書面で提出した場合には、それも人事記録に編綴される。

2 不服申立制度

- (1) 一般的な不服申立制度
 - ① 不服申立

まず最初に、評価者に対し、反対意見を書面で提出することになる。それでも評価者が勤務評価の内容を変更しなければ、上級庁に対して異議申立てをする。地方裁判所所長の勤務評価の場合であれば、高等裁判所長官に対して申立てをし、高等裁判所長官が判断をする。その申立てが高等裁判所長官の判断により却下された場合には、行政裁判所に訴えを提起することができる。

② 行政訴訟

勤務評価に対して不服があるとして行政裁判所に訴えが提起された場合には、行政裁判所は、勤務評価のプロセスに問題はないか、論理に整合性があるかを調査し、訴えに理由がある場合には、新しい勤務評価を行うように、地方裁判所所長あるいは高等裁判所長官に命じることになる。

(2) 裁判官服務裁判所に対する提訴

評価により裁判官の独立が侵害されたと主張する場合（例えば、勤務評価の中に「常に間違った判決を言い渡した」という記述があった場合など）には、即時に裁判官服務裁判所に提訴することができる。

(参考)裁判官服務裁判所

裁判官が基本法の原則又は州の憲法的秩序に反したことを理由として、連邦議会又は州の議会から訴追されたときは、連邦憲法裁判所が事件を審理するが、それ以外の場合における裁判官の身分は、この裁判官服務裁判所の管轄に属することとされている。裁判長、常勤陪席裁判官、非常勤陪席裁判官により構成される。